

循環型社会形成推進地域計画

平成24年1月 作成

平成27年11月 変更

南越清掃組合

越前市・南越前町・池田町

南越地域 循環型社会形成推進地域計画

南越清掃組合

越前市・南越前町・池田町

平成24年1月13日 作成

平成27年11月30日 変更

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名： 越前市、南越前町、池田町

面積： 769.31 km²

人口： 100,734人（平成23年4月1日現在）

(内 訳)

市町名	越前市	南越前町	池田町
面積 (km ²)	230.75	343.84	194.72
人口 (人)	85,569	11,933	3,232

(2) 計画期間

本計画は、平成24年4月1日から平成31年3月31日までの7年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

越前市、南越前町及び池田町は、福井県嶺北地域の南部に位置している。

越前市は、北は鯖江市及び越前町と接し、東は池田町、南は南越前町と接している。県庁所在地の福井市へは北へ約20km、経済・文化の交流圏域である名古屋及び大阪へは共に約170kmの距離にある。

南越前町は、越前市及び池田町の南に位置し、東及び南は分水嶺で岐阜県、滋賀県、西は敦賀市に接し若狭湾に面している。

池田町は、福井県の東南部に位置し、東南は、部子山から冠山を経て岩谷山に結ぶ山岳地帯で、大野市、岐阜県及び南越前町と接しており、北は、福井市、西は越前市へと連なる。

現在、圏域内のごみ処理事業は、ごみの分別、収集運搬、中間処理及び最終処分まで全てを本組合が実施している（一部池田町の生ごみについては町で資源化を行っている）。

このような状況の中、本組合が所有する焼却施設の第1清掃センターは昭和59年10月の稼動から27年が経過しており、早急に施設を更新する必要に迫られている。新施設の整備にあたっては、減量化、再生利用を前提とし、循環型社会、脱温暖化社会の形成を目指す観点から取り組むこととする。具体的には、焼却施設において熱回収を図ることとする。なお、発電等によるエネルギー回収についても検討する。

(4) 広域化の検討状況

現在、越前市、南越前町及び池田町で組合を設立し、ごみの広域処理を行っている。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成22年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、30,125tであり、再生利用される「総資源化量」は8,235t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は27.3%である。

中間処理による減量化は18,251tであり、集団回収量を除いた排出量の約69%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約14%に当たる3,639tが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は21,050tである。

南越清掃組合では早くからごみの減量化、資源化に積極的に取り組んでおり、平成21年度における1人1日あたりのごみ量（外国人を含む）は733gと全国平均（919g）及び福井県平均（892g）と比較して、減量化が進んでいる。

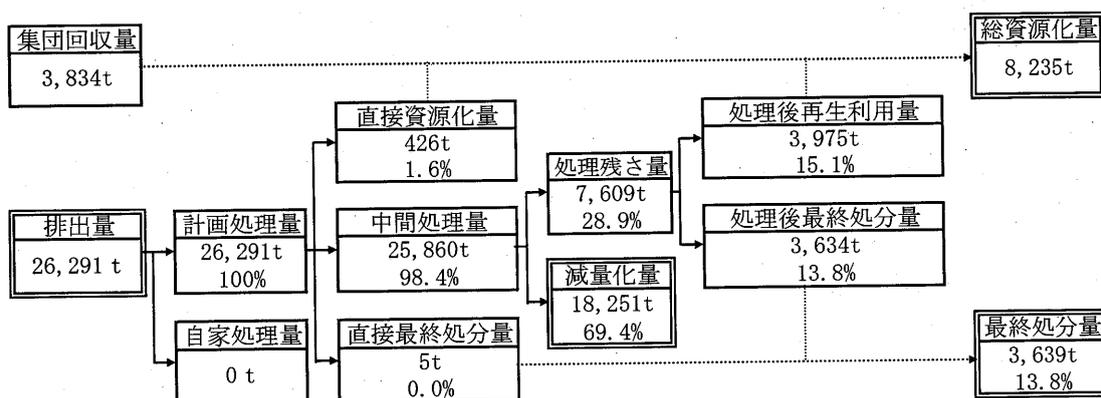


図1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、国の基本方針を参考に平成31年度における1人1日あたりの排出量を平成22年度に対して約5%削減することを目標とする。

具体的には表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、事業系ごみが増加している原因については、景気の低迷等から平成22年度は過去の実績と比較して急激な減少となっているためである。(事業系ごみの排出量は平成21年度は7,359tであったが、平成22年度は6,945tとなり、△5.6%の大幅な減少となっている。)

また、南越清掃組合では、以前からごみの資源化にも積極的に取り組んでいることもあり、平成22年度のリサイクル率は27.3%と高くなっている。しかし、目標とする平成31年度のリサイクル率は、平成22年度よりも低くなっている。これは、現在廃プラスチックは既存の焼却炉能力では焼却できないため民間委託により固形燃料化しているが、平成31年度以降は新施設において廃プラスチックを焼却し、熱回収する方法に変更することを検討しており、その結果リサイクル率は低下することになるためである。

なお、中間処理施設において小型家電製品を選別する等により、さらなる循環型社会の構築を目指したい。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状 (割合* ¹) (平成22年度)	目標 (割合* ¹) (平成31年度)
排出量	事業系 総排出量	6,945 トン	7,027 トン (+1.2%)
	1 事業所当たりの排出量* ²	1.15 トン/事業所	1.16 トン/事業所 (+0.9%)
	家庭系 総排出量	19,346 トン	17,873 トン (-7.6%)
	1 人当たりの排出量* ³	164.7 kg/人	160.5 kg/人 (-2.6%)
合計 事業系家庭系排出量合計	26,291 トン	24,900 トン (-5.3%)	
再生利用量	直接資源化量	426 トン (1.6%)	338 トン (1.4%)
	総資源化量 (リサイクル率* ⁴)	8,235 トン(27.3%)	7,383 トン (25.7%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	6,900 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	18,251 トン(69.4%)	18,201 トン (73.1%)
最終処分量	埋立最終処分量* ⁵	3,639 トン(13.8%)	3,116 トン (12.5%)

* 1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

* 2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

* 3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

* 4 リサイクル率 = (総資源化量) / { (事業系家庭系排出量合計) + (集団回収量) }

* 5 平成22年度の最終処分量は平成9年度 (6,903.79 t) に対して約47%減である。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみ問わず、出されたごみの量 (集団回収量を除く) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

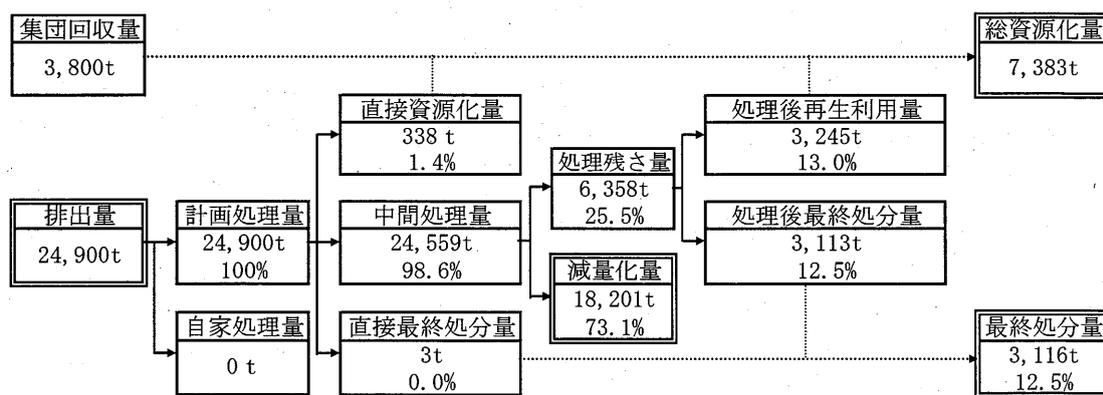


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3. 施策の内容

施策の内容については、現在の取り組み状況と今後の計画について以下に記述する。
本組合と構成市町がそれぞれ責任を分担し連携して次の施策を推進する。

(1) 発生抑制、再使用の推進

【南越清掃組合が実施主体となる施策】

ア 事業系ごみ手数料の見直し

現在、本組合では、持込まれるごみの量に応じて持込み手数料（自己搬入処理手数料）を徴収している。特に、事業系ごみはごみ量の増加の主要因であり、排出量の抑制のため、必要に応じて持込み手数料の見直しを検討する。

また、本組合では事業系一般廃棄物の燃やせるごみについて「継続収集（＊）」を実施している。継続収集制度は、全国的にみて事例がほとんどないことに加え、継続収集の手数料は、事業系ごみの処理費用としては比較的安価であり、排出量の抑制及び受益者負担の観点から継続収集の手数料の見直しについて検討する。また、事業者に対して、分別の徹底とごみの減量の指導を強化するとともに、廃棄物処理業者との契約への移行を促していく。

（＊）継続収集とは、事業者からの排出量の申告に基づき手数料を徴収し、事業系の燃やせるごみを本組合が定期的に収集する制度をいう。

イ 家庭系ごみの発生抑制

本組合では、家庭系ごみの排出量は、住民の協力により減少傾向である。本組合としても構成市町が実施している排出抑制策と連携し、各種施策を支援していく。

現在、家庭系ごみの収集は無料としている。但し、引越し等大量排出されるごみについては、有料で臨時収集を行っている。また、持ち込まれるごみについても、事業系ごみと同様に量に応じて手数料を徴収している。

現時点では家庭系ごみ収集の有料化を導入する状況ではないと判断している。

しかしながら、計画年度の減量目標の達成が困難となる恐れがある場合は、廃棄物減量等推進審議会において家庭系ごみ収集の有料化を含めて検討する。

ウ 利^{りきいくるかん}再来館の充実

再生工房室を活用し、粗大ごみとして出された一般廃棄物を修理し、再使用を促すためいろいろな場所で展示し、リサイクルの啓発につなげる。

エ 剪定枝等の有効利用策の検討

剪定枝は、造園業者を中心に年間 500 トン程度が本組合に持込まれ焼却をしている。組合で剪定枝の資源化施設を整備することは、費用対効果及び製品の流通確保等の面から困難であるため、既存の民間の資源化施設の利用を促進することが効果的である。今後は、造園業等に対する指導やごみ処理手数料の見直しを検討する。

【組合構成市町が実施主体となる施策】

施策種別	施策番号	施策の名称	施策の内容	備考
発生抑制、再使用の推進に関するもの	1	生ごみの水切り	生ごみの水切りを啓発し、生ごみを減量する。	
	2	食べ残しを減らす	食べ残しを減らし、ごみの発生抑制を図る。	
	3	エコクッキング	エコクッキングにより食品残渣を減量する。	
	4	生ごみの堆肥化	現在実施中の生ごみの堆肥化を継続する。 家庭でダンボールや土のう袋による生ごみの堆肥化を推進する	越前市 池田町 越前市 南越前町
	5	生ごみの処理器等購入助成	購入助成を行い、各家庭で堆肥化し、発生抑制を図る。	越前市
	6	包装の適正化の推進(過剰包装を断る)	過剰包装を断り、紙ごみの減量を図る。	
	7	レジ袋の有料化(無料配布の廃止)	レジ袋を減らし、ごみの発生抑制を図る。	
	8	マイバッグ持参運動	マイバッグ持参運動による啓発を実施する。	
	9	紙製容器包装ごみ等の収集(雑紙救出作戦)	可燃ごみに含まれる雑紙類を集団回収により資源化する。	
	10	フリーマーケットの開催情報提供	不用品等の交換の促進を行う。	
	11	住民・事業者に対する啓発活動	ホームページや広報を通じて、排出抑制に関する啓発を行う。	
	12	店頭回収の奨励	店頭回収を奨励し、リサイクルの促進を図る。	
	13	廃食油の回収	廃食油を回収し、資源化を行い、廃棄物の減量化を図る。	池田町
	14	生きびんの回収	生きびんを回収し、リサイクルの促進を図る。	
	15	空き缶・ペットボトル回収機の設置	空き缶・ペットボトル回収機の設置を推進し、リサイクルの促進を図る。	池田町
	16	集団回収団体に対する助成(PTAなど)	集団回収により、ごみの減量化、資源化及び啓発を行う。	
	17	集団回収業者に対する助成(古紙回収業者など)	集団回収により、ごみの減量化、資源化及び啓発を行う。	
	18	オフィスごみの排出抑制対策(再利用の促進)(多量排出事業者への指導強化)	事業系ごみ発生量の抑制を図るとともに、分別収集を進めて資源化を促進する。	
	19	使い捨て製品の見直し啓発	詰め替え商品の推奨を行い、ごみの発生抑制を行う。	
その他	20	出前講座の実施	出前講座を通じて、排出抑制等に関する啓発を行う。	
	21	住民リーダーの育成	住民リーダーを育成し、ごみの減量化、資源化を推進する。	
	22	環境学習の推進	施設見学等を通じて、ごみの減量化、資源化の啓発を行う。	

注)備考欄の空白部分は全市町にて実施する項目

(2) 処理体制

①家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

南越清掃組合では、現在11分別（空きびんの色分別を含めると13分別）のごみを収集・運搬している。分別数は多いほど資源化物の価値を確保しやすいが、分別の手間が増えることによる住民への負担増などのデメリットもある。本組合の分別数は県内他市町と比較しても少なくないことから、新たな分別品目の追加に際しては慎重にすべきである。

なお、発泡スチロールについては、収集の効率化及び費用対効果の観点からプラスチック製容器包装と混合収集をする。ビデオテープなどについても、社会状況により分別収集の必要性が小さくなった場合は分別区分を見直すこととする。

また、可燃ごみについては、新しく整備する焼却施設において熱回収を図ることとする。なお、発電によるエネルギー回収について検討する。

②事業系ごみの処理体制の現状と今後

ホームページや広報を通じて排出抑制及び再利用の促進に関する啓発を行うとともに、処理手数料の見直しや多量排出事業所に対する指導強化、排出指導に努め、事業系ごみの減量化・資源化を図る。

③一般廃棄物汚泥の乾燥熱源の変更

現在、し尿処理施設から発生する一般廃棄物汚泥は施設内で灯油を用いて乾燥・焼却している。このため、新しく整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設において、余熱を利用した乾燥施設を設けることを検討していく。

④今後の処理体制の要点

- 分別収集については、基本的に現在の分別対象品目を維持するが、発泡スチロールについては収集効率を勘案してプラスチック製容器包装と混合収集する。
- 可燃性廃棄物については、新しく整備する焼却施設において熱回収を図ることとする。なお、発電等によるエネルギー回収についても検討する。
- 事業系ごみについては、ホームページや広報を通じた排出抑制及び再利用の促進に関する啓発や、処理手数料の見直し、多量排出事業所に対する指導強化及び排出指導に努める。
- 一般廃棄物汚泥については、余熱利用の面からエネルギー回収型廃棄物処理施設に乾燥施設の併設を検討する。

(3) 処理施設の整備

① 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	南越清掃組合 ごみ処理施設整備事業	約84t/日	福井県南条郡南越 前町上野地係	H29～H30 (H31～H32は次期)

(整備理由)

既存の焼却施設の老朽化に対処するため、またエネルギー有効利用を促進するため、管内に新たにエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。なお、施設整備基本計画等により具体的となる整備内容をふまえ、本計画の内容を見直すものとする。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
51	エネルギー回収型廃棄物処理施設に伴う施設整備基本計画策定業務	施設整備基本計画	H24～H25
52	エネルギー回収型廃棄物処理施設に伴う地質調査及び用地測量業務	地質調査・ 用地測量等	H26～H27
53	エネルギー回収型廃棄物処理施設に伴う生活環境影響調査業務	生活環境影響調査	H26～H28
54	エネルギー回収型廃棄物処理施設に伴う土木造成基本設計業務	土木造成基本設計	H27
55	エネルギー回収型廃棄物処理施設に伴う発注仕様書等作成業務	発注仕様書作成等	H27
56	エネルギー回収型廃棄物処理施設に伴う発注者支援業務	技術審査補助等	H28～29

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 排出マナーについての指導

適正な分別の徹底を確保するために排出マナーの悪いごみ集積所周辺の地域住民に対し、啓発や指導の徹底を図る。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

地域の町内会などと一体となった啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化など不法投棄物の防止対策を推進していく。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

構成市町における地域防災計画を基に、災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図るとともに、周辺地域との連携体制を構築する。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針（平成17年5月26日環境省告示第43号）に示された災害時における廃棄物処理の広域的な連携体制を築くため、更新施設については、一定の災害廃棄物処理量を見込むこととする。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

南越清掃組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、構成市町間、福井県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

本地域計画については、計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価や目標達成状況の評価を行う。

また、その評価結果は公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添 付 資 料

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

参考資料様式2 施設概要（熱回収施設系）

参考資料様式6 計画支援事業

（その他参考資料として以下図を添付）

・人口及びごみ量トレンドグラフ

・参考図1 南越清掃組合行政区域図

・参考図2 既存施設等の位置図

・施設概要とごみ分別

様式1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1

1. 地域の概要

(1)地域名	福井県 南越	(2)地域内の人口	100,734人	(3)地域内面積	769.31 km ²
(4)構成市町村名	越前市、南越前町、池田町	(5)地域の要件	○人口 ○面積 ○沖積 灘島 菟美 ○豪雪 山村 半島 通称 その他		

2. 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）						目 標
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
排 出 量	事業系	8,171	8,386	7,936	7,399	7,359	6,945	7,027 (H22比 +1.2%)
	1事業所当りの排出量 (ト/事業所)	1.31	1.33	1.26	1.17	1.21	1.15	1.16
	家庭系	21,773	21,435	21,237	20,452	19,696	19,346	17,873 (H22比 -7.6%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	179.6	177.7	177.5	174.1	169.1	164.7	160.5
合 計	29,944	29,821	29,173	27,851	27,055	26,291	24,900 (H22比 -5.3%)	
再 生 利 用 量	直接資源化量 (トン)	476 (1.6)	472 (1.6)	443 (1.5)	444 (1.6)	404 (1.5)	426 (1.6)	338 (1.4)
熱 回 收 量	総資源化量 (トン) ※1 リサイクル率	9,444 (27.4)	10,109 (29.4)	9,217 (27.5)	8,783 (27.4)	8,154 (26.4)	8,235 (27.3)	7,383 (25.7)
中間処理による減量化量 (中間処理前後の差 トン)	熱回収量 (年間の発電力量 MWh)	—	—	—	—	—	—	6,900
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	21,371 (71.4)	21,025 (70.5)	21,010 (72.0)	20,079 (72.1)	19,453 (71.9)	18,251 (69.4)	18,201 (73.1)
	※1 総資源化量 ÷ (事業系家庭系排出量合計 + 集団回収量)	3,696 (12.3)	3,307 (11.1)	3,241 (11.1)	3,217 (11.6)	3,301 (12.2)	3,639 (13.8)	3,116 (12.5)

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容					更新、廃止、新設の内容					備考
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設の理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)		
焼却施設	南越清掃組合	ストーカ式連続炉	有	75t/24H/2基	S59.10	H32.10 (予定)	既存施設の老朽化、エネルギー有効利用の促進、ごみ質変化への対応	全連続式焼却炉	H32.9 (予定)	約84t/日		
		ストーカ式バッチ燃焼式	有	30t/8H/1基	H9.9	-	-	-	-	-	-	
	リサイクル施設	南越清掃組合	プラスチック製容器包装	有	19t/日	H17.11	-	-	-	-	-	
	粗大ごみ破碎施設	南越清掃組合	往復切断機二軸剪断破碎機	有	45t/5H	H9.9	-	-	-	-	-	
最終処分場	南越清掃組合	サンディットセル併用埋め立て方式	有	120m ³ /日	H17.6	-	-	-	-	-		
し尿処理施設	南越清掃組合	高負荷脱窒素2次処理高度処理	有	80K/日	H5.12	-	-	-	-	-		

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要等	実施主体	実施期間 開始 終了	交付金 必要の 要 否	事業計画							備考	
							平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		
発生抑制、 再使用の 推進に 関するもの	11	事業系ごみ手数料の見直し	事業系ごみ排出量の抑制のため、必要に応じて持ち込み手数料の見直しを検討する。	組合	H24 H30		事業系ごみ量の把握及び手数料見直しの検討								
	12	家庭系ごみの発生抑制	家庭系ごみ有料化の検討を実施する。	組合	H24 H30		家庭系ごみ量の把握及び有料化についての検討								
	13	利再生産の充実	既存の再生工場を活用し、粗大ごみとして排出された一般廃棄物を修理し、リサイクルする。	組合	継続		施策継続								
	14	剪定枝等の有効利用策の検討	剪定枝のリサイクルに関する検討を実施する。	組合	H24 H27		剪定枝のリサイクルに関する検討								
	15	生ごみの水切り	生ごみの水切りを啓発し、生ごみを減量する。	構成市町	継続		普及啓発								
	16	食べ残しを減らす	食べ残しを減らし、ごみの発生抑制を図る。	構成市町	継続		普及啓発								
	17	エコクッキング	エコクッキングにより食品残量を減量する。	構成市町	継続		普及啓発・関連団体と連携して実施								
	18	生ごみの堆肥化	生ごみの堆肥化をする。家庭でダンボールや土嚢袋による生ごみの堆肥化を推進する。	構成市町	継続		施策継続								
	19	生ごみの処理器等購入助成	購入助成を行い、各家庭で堆肥化し、発生抑制を図る。	構成市町	継続		購入助成の継続実施							越前市	
	20	包装の適正化の推進(過剰包装を断る)	過剰包装を断り、紙ごみの減量を図る。	構成市町	継続		普及啓発・小売店等と連携して実施								
	21	レジ袋の有料化(無料配布の廃止)	レジ袋を減らし、ごみの発生抑制を図る。	構成市町	継続		普及啓発・小売店等と連携して実施								
	22	マイバック持参運動	マイバック持参運動による啓発を実施する。	構成市町	継続		普及啓発								
	23	紙製容器包装ごみ等の収集(雑紙救出作戦)	可燃ごみに含まれる雑紙類を集団回収により資源化する。	構成市町	継続		施策継続								
	24	フリーマーケットの開催情報提供	不用品等の交換の促進を行う。	構成市町	継続		普及啓発・関連団体と連携して実施								
	25	住民・事業者に対する啓発活動	ホームページや広報を通じて、排出抑制に関する啓発を行う。	構成市町	継続		施策継続								
	26	店頭回収の奨励	店頭回収を奨励し、リサイクルの促進を図る。	構成市町	継続		普及啓発・小売店等と連携して実施								
	27	廃食油の回収	廃食油を回収し、資源化を行い、廃棄物の減量を図る。	構成市町	継続		普及啓発・小売店等と連携して実施							池田町	
	28	生きびんの回収	生きびんを回収し、リサイクルの促進を図る。	構成市町	継続		継続的に拡大実施								
	29	空き缶・ペットボトル回収機の設置	空き缶・ペットボトル回収機の設置を推進し、リサイクルの促進を図る。	構成市町	継続		普及啓発・小売店等と連携して実施							池田町	
	30	集団回収団体に対する助成	集団回収により、ごみの減量化、資源化及び啓発を行う。	構成市町	継続		普及啓発・小売店等と連携して実施								
	31	集団回収団体・業者に対する助成	集団回収により、ごみの減量化、資源化及び啓発を行う。	構成市町	継続		施策継続								
	32	オフレゴのごみ排出抑制対策(再利用の促進)(多量排出事業者への指導強化)	事業系ごみ発生量の抑制を図るとともに、分別収集を進めて資源化を促進する。	構成市町	継続		普及啓発								
	33	使い捨て製品の見直し啓発	詰め替え商品の推奨を行い、ごみの発生抑制を行う。	構成市町	継続		普及啓発・関連業者と連携して実施								
	処理体制	41	分別区分の見直し	収集効率等を勘案し、発泡スチロールのプラスチック製容器包装との混合収集を実施する。	構成市町	継続		混合収集実施(H23～)							
		42	事業系ごみの減量化・資源化の促進	ホームページや広報を通じての啓発や、多量排出事業者に対する指導強化、処理手数料の見直し等により事業系ごみの減量化・資源化を促進する。	構成市町	継続		啓発・指導強化							
		43	一般廃棄物汚泥の乾燥熱源の変更	灯油使用量の削減・低炭素社会に貢献するため、エネルギー回収推進施設に乾燥施設を併設し、余熱を有効活用することを検討する。	組合	H24 H27		乾燥熱源変更の検討							
	施設設置 に関するもの	1	エネルギー回収型廃棄物処理施設	南越前組合ごみ処理施設整備事業	組合	H29 H30	○	施設工事							H31～32は第2期地域計画
	施設整備に 係る計画支援 に関するもの	51	計画支援	施設整備基本計画策定業務	組合	H24 H25	○	施設整備基本計画							
		52	計画支援	地質調査及び用地測量業務	組合	H26 H27	○	地質調査 用地測量							
		53	計画支援	生活環境影響調査業務	組合	H26 H28	○	生活環境影響調査							
		54	計画支援	土木造成基本設計業務	組合	H27 H27	○	土木造成 基本設計							
		55	計画支援	見積仕様書および発注仕様書作成業務	組合	H27 H27	○	発注仕様書 作成							
		56	計画支援	技術審査補助等業務	組合	H28 H29	○	技術審査補助							
その他	61	出前講座の実施	出前講座を通じて、排出抑制等に関する啓発を行う。	構成市町	継続		施策継続								
	62	住民リーダーの育成	住民リーダーを育成し、ごみの減量化・資源化を推進する。	構成市町	継続		施策継続								
	63	環境学習の推進	施設見学を通じて、ごみの減量化・資源化の啓発を行う。	構成市町	継続		施設見学・分別の指導								
	64	排出マナーの指導	排出マナーの悪いごみ集積所周辺の地域住民に対し、啓発や指導の徹底を図る。	構成市町	継続		施策継続								
	65	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体等と協力し、普及啓発を行う。	構成市町	継続		施策継続								
	66	不法投棄対策	地域の町内会など一帯となった啓発により、分別区分の徹底及びハートローの強化などを実施する。	構成市町	継続		施策継続								
	67	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害時に発生する廃棄物の処理体制の確保を図るとともに、周辺地域との連携体制を構築する。	構成市町	継続		施策継続								

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	南越清掃組合
(2) 施設名称	(仮)南越清掃組合新ごみ処理施設
(3) 工期	平成29年度～平成30年度(平成31年度～平成32年度は次期)
(4) 施設規模	処理能力 約84t/日(約42t/24h×2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式焼却炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (発電効率 10%以上) ・ <input type="checkbox"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (熱回収率 %以上) ・ <input type="checkbox"/> 無
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の内 燃やせるごみ 破碎可燃物
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	無
(9) 事業計画額	1,617,370 千円

計画支援概要

都道府県名 福井県

(1) 事業主体名	南越清掃組合				
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設のため				
(3) 事業名称	① 施設整備基本計画策定業務 (51)	② 地質調査及び用地測量業務 (52)	③ 生活環境影響調査業務 (53)	④ 土木造成基本設計業務 (54)	⑤ 見積仕様書および 発注仕様書作成業務 (55)
(4) 事業期間	平成24年度～平成25年度	平成26年度～平成27年度	平成26年度～平成28年度	平成27年度～平成27年度	平成27年度～平成27年度
(5) 事業概要	施設基本計画・処理方式選 定等	地質調査 用地測量調査	環境影響方法書作成 環境影響調査 環境影響評価準備書および 評価書作成	土木造成基本設計	見積仕様書および 発注仕様書作成
(6) 事業計画額	2,205 千円	5,862 千円	80,000 千円	4,849 千円	21,060 千円

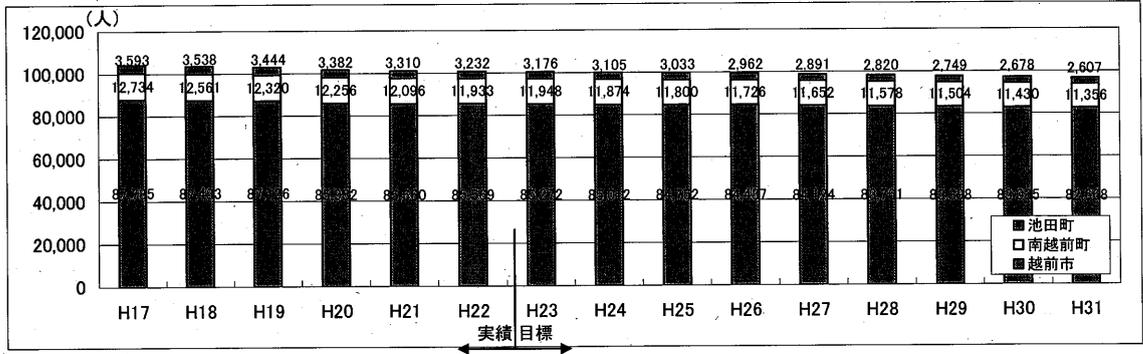
計画支援概要

都道府県名 福井県

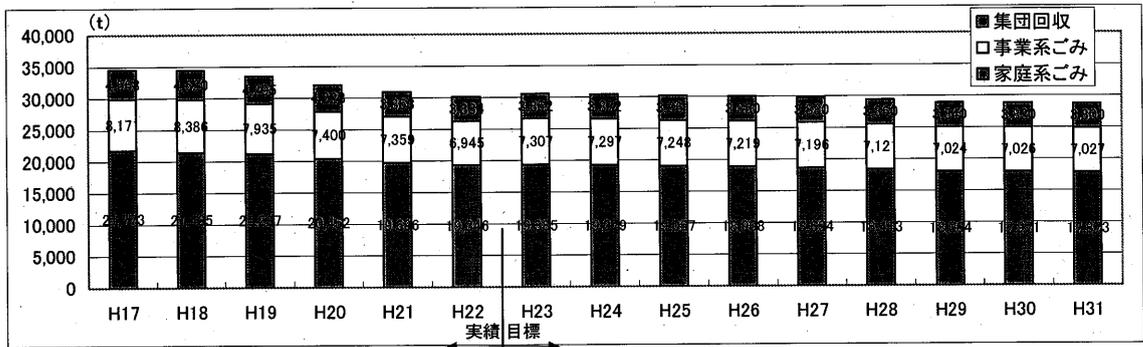
(1) 事業主体名	南越清掃組合				
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設のため				
(3) 事業名称	⑥				
	発注者支援業務 (56)				
(4) 事業期間	平成28年度～平成29年度				
(5) 事業概要	技術審査補助等				
(6) 事業計画額	21,600 千円				

人口及びごみ量トレンドグラフ

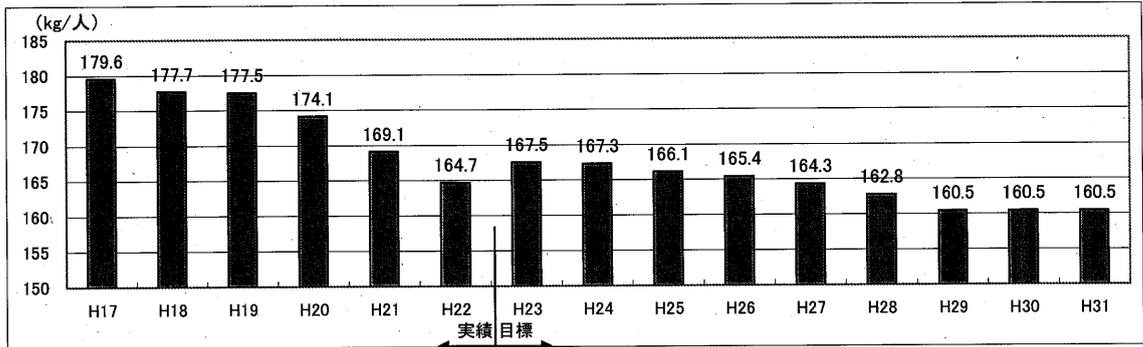
(1)人口推移



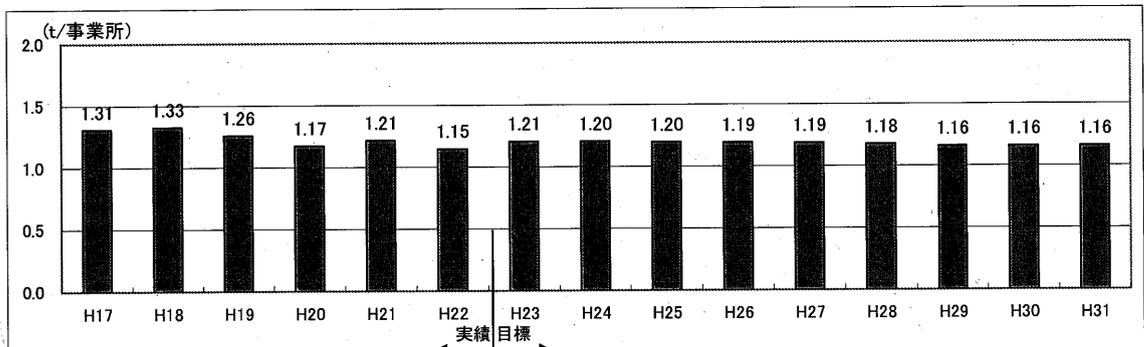
(2)ごみ排出量の推移



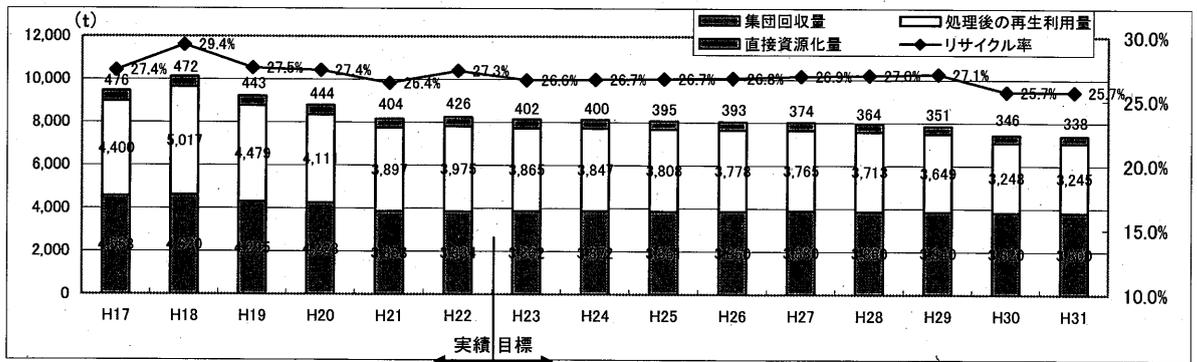
(3)1人あたり排出量の推移



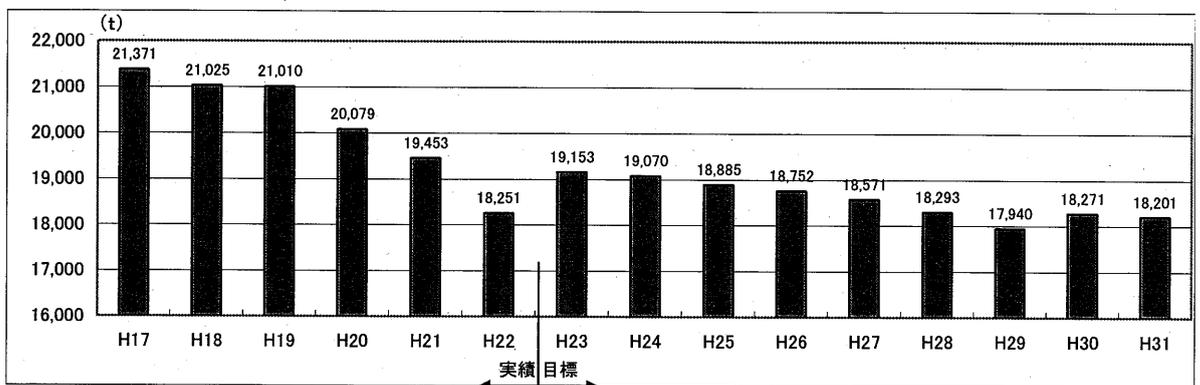
(4)1事業所あたり排出量の推移



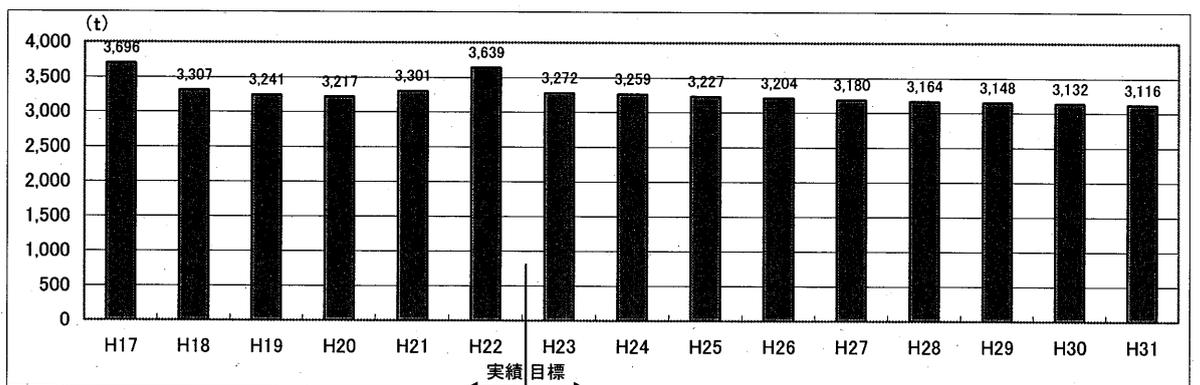
(5) 資源化量の推移



(6) 中間処理による減量化量の推移



(7) 最終処分量の推移

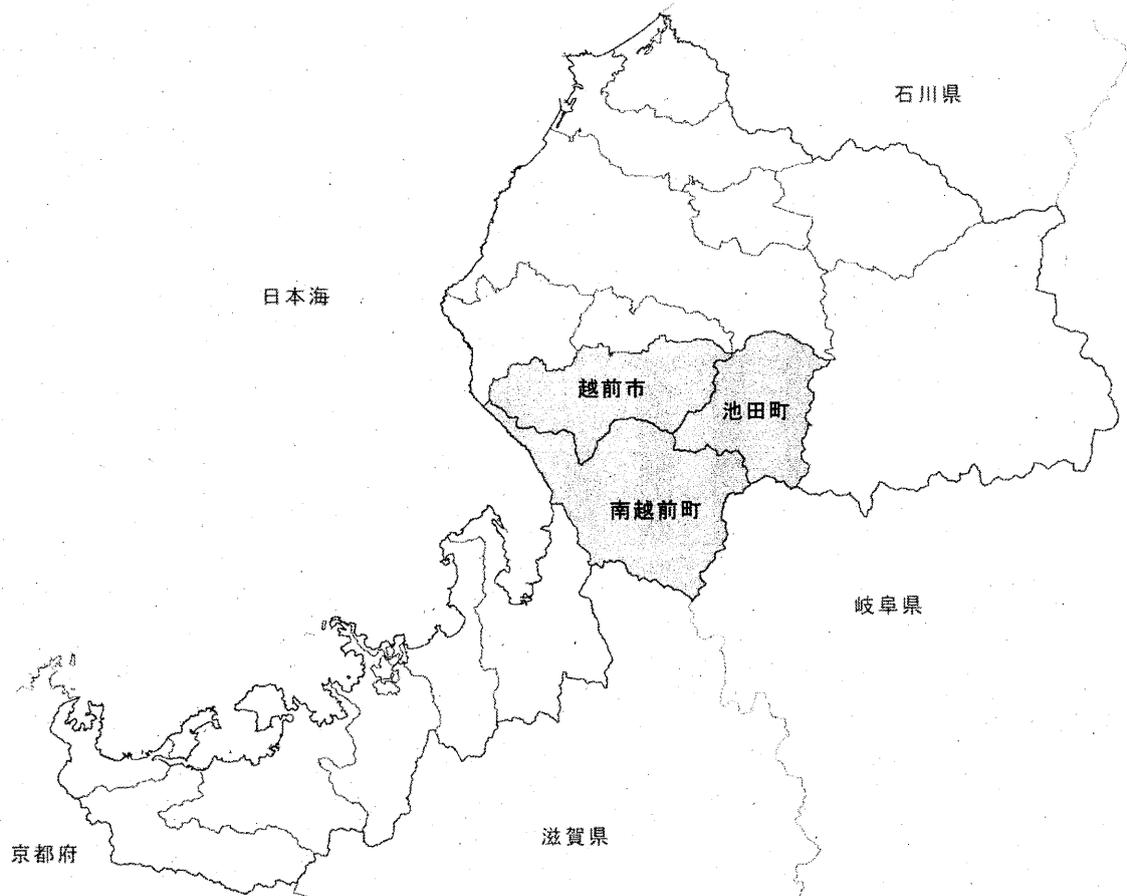


注1) 本地域計画の上位計画である南越清掃組合一般廃棄物処理基本計画は平成23年3月に策定しています。当該計画では平成21年度までの実績に基づきトレンド予測をおこなっています。したがって平成23年度以降の予測値は実績に基づきなだらかな減少傾向を示しています。しかし、平成22年度は家庭系、事業系いずれも景気の低迷等により、急激にごみが減少したため、見かけ上、平成22年度から平成23年度にかけて予想値が増えているようになっています。

注2) 平成29年度までは、これまで同様に廃プラスチックを固形燃料にリサイクルしますが、平成30年度中に新しい熱回収施設が稼働した際に、同施設にて廃プラスチックを燃焼し、熱回収する予定のため、直接資源化量が減少し、中間処理による減量化量が増加する見込みとなります。

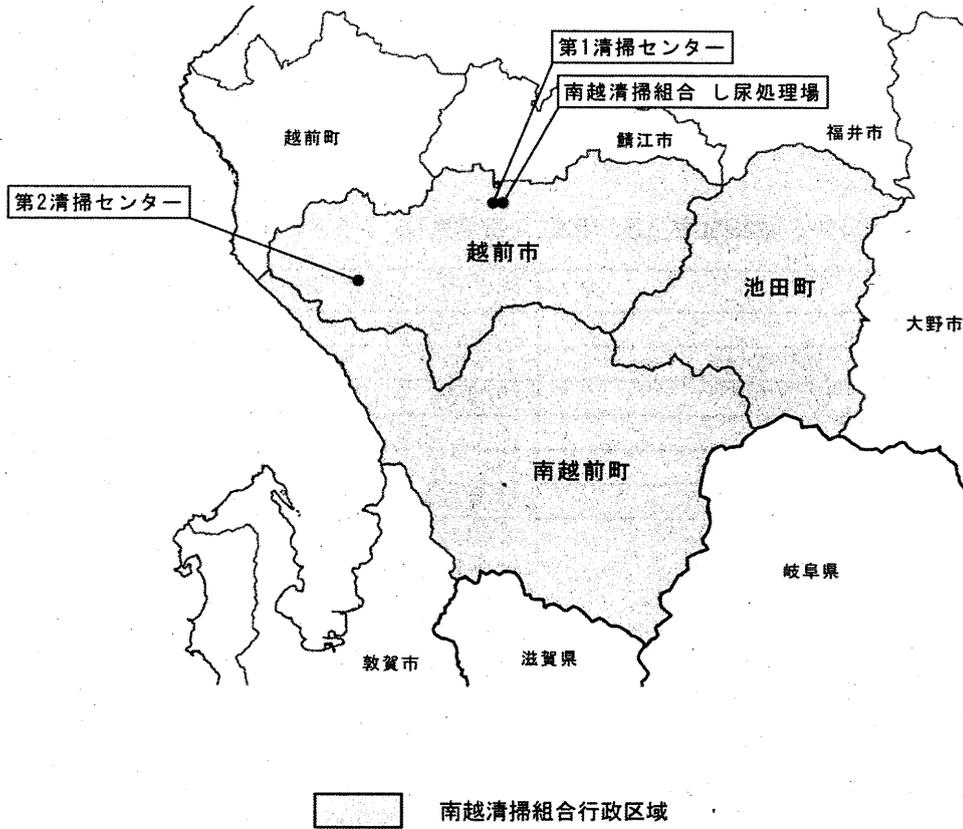
1. 施設概要

参考図1 南越清掃組合行政区域図



2. ごみの種類ごとの施設区分及び所在地

参考図2 中間処理施設の位置



ごみの種類	施設区分	施設名	所在地
燃やせるごみ	ごみ焼却施設	第1清掃センター	越前市北府1丁目 3番20号
粗大ごみ 燃やせないごみ 空きかん 空きびん 有害ごみ カセットテープ スプレー缶	粗大ごみ処理施設	第2清掃センター	越前市勾当原町86-28
プラスチック製容器包装 廃プラスチック残渣	プラスチック 圧縮減容施設		
粗大ごみ(家具等)	利再来館		
焼却残渣 飛灰 破碎残渣等	埋立処分地施設		越前市勾当原町 87字3番地ほか
し尿	し尿処理場	南越清掃組合 し尿処理場	越前市北府1丁目 121字1番の6

3. 現有処理施設の概要

第1清掃センター（焼却処理施設）

所在地	越前市北府1丁目3-20
延床面積	2,695.17 m ²
受付	平日の8:30~17:00
処理対象物	燃やせるごみ
稼動開始	昭和59年10月
燃焼方式	連続燃焼式
炉形式	ストーカ式
処理能力	75t/24h×2基（計150t/日）

第2清掃センター（焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、プラスチック圧縮減容施設、再生工房）

所在地	越前市勾当原町86-28	
全体敷地面積	124,000 m ²	
ごみ焼却施設	稼動開始	平成9年10月
	燃焼方式	機械式バッチ式
	炉形式	ストーカ式
	処理能力	30t/8h×1基（30t/日）
粗大ごみ処理施設	稼動開始	平成9年10月
	粗大ごみ・燃やせないごみ	2軸低速回転式破砕機、横型高速回転式破砕機 磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、風力選別機 処理能力：45t/5h 5種選別：可燃物、不燃物、鉄、アルミ、プラスチック
	空きかん	磁選機、アルミ選別機、圧縮機 処理能力：4t/5h
	空きびん	ストックヤード(4色別)
	有害ごみ	蛍光管密封破砕機
	カセットテープ スプレー缶	手選別、再資源化
プラスチック圧縮減容施設	稼動開始	平成17年12月
	処理能力	19t/日（約300kg/1包・1m四方角）
	プラスチック製容器包装 廃プラスチック残渣	破袋機、磁選機、手選別ライン、圧縮梱包機
利再来館（ごみの再生工房）	粗大ごみ等よりの修復可能品のリサイクル リサイクル品の展示・提供、リサイクル工房	

第2清掃センター（埋立処分地施設）

所在地	越前市勾当原町87字3番地ほか
埋立開始	平成17年7月
埋立面積	19,000m ²
埋立容量	156,000m ³
しゃ水工	法面部：ポリエチレン系2重シート 底盤部：アスファルト系2重構造
浸出水処理施設	処理能力：120m ³ /日 凝集沈殿→生物処理→膜分離→活性炭吸着→キレート吸着→紫外線滅菌→放流

4. ごみ分別区分

ごみの種類		例 示
燃 や せ る ご み		<ul style="list-style-type: none"> ・台所ごみ(食用油は新聞紙等に染み込ませて)、再生のきかない紙くず類、貝殻、紙おむつ、生理用品、木くず・竹・少量の剪定くず等(5cm角、50cmまでの長さで束にするか指定袋に入れる) ・衣類(下着類、綿入り衣類、靴下、ストッキング、まくら)(1m以内に切断) ・ぬいぐるみ(指定袋に入る大きさまで)
燃 や せ ない ご み		<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス類(コップ、板・耐熱ガラス、化粧品のびん) ・家庭炊事用品類(なべ、包丁、やかん、フライパン、バケツ等) ・陶磁器類(茶碗、湯呑み、花瓶等) ・ビニール系・プラスチック類(おもちゃ類、ざる、PPバンド、ホース等) ・ゴム・皮革製品(靴、サンダル、スリッパ、カバン等) ・傘、時計、鏡、小型家電製品(電気ひげ剃り、ドライヤー、アイロン等30cm以内まで)
粗 大 ご み		<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品類(電子レンジ、ストーブ、ステレオ、除湿機等) ・家具類(タンス、ソファ、食器棚、机、テーブル、流し台等) ・寝具類(布団、毛布、カーペット、じゅうたん、畳等) ・建具類(ふすま、障子網戸、窓枠等) ・自転車類(自転車、三輪車、乳母車等) ・その他(トタン板、波板、等)
有 害 ご み		<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、蛍光灯、水銀灯、電球、体温計(電子体温計除く)、ライター
資 源 品	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ袋・ラップ類(レジ袋、お菓子の袋、包装ラップ) ・トレー類(トレー、弁当の容器) ・パック・カップ類(カップめんの容器、ゼリー・プリン等の容器、卵のケース、豆腐の容器) ・ボトル・チューブ類(洗剤・シャンプー等のボトル) ・その他(ネット、緩衝材類、ペットボトルのふた、ラベル)
	空きかん	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食できるものの缶(缶詰、飲料水・ジュース・コーヒー・ビールの缶・お菓子の缶等)(ペット用缶詰も可)
	空きびん	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食できるもののびん(生びん類以外の清涼飲料・ドリンク・食料用油びん、洋酒びん等びん類、割れた生びん)
	ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・食料用(清涼飲料、お茶、酒類などの容器) ・調味料用(しょうゆ、味りん、料理酒等の容器)ソース容器は除く
	発泡スチロール	<ul style="list-style-type: none"> ・発泡スチロール
	スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶、カセットガスボンベ
	ビデオテープ・カセットテープ	<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオテープ、カセットテープ
	古紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・ダンボール・雑誌類(チラシ)・その他紙製容器包装ごみ
処 理 困 難 物		<ul style="list-style-type: none"> ・タイヤ、バッテリー、スプリングマット
収 集 し ない ご み		<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳パック類(牛乳、ジュースパック等内側が白色のパック類) ・コンバイン・トラクター等の農機具、農業用廃ビニール、農業用廃金属類等 ・プロパンガス等ガスボンベ、消火器 ・廃油、各種オイル類、農薬等薬品類 ・レンガ、コンクリート片、漬物石等 ・ピアノ、仏壇、仏具、農薬のびん ・医療廃棄物

